地方独立行政法人大阪府立病院機構一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立など仕事と生活の調和を図ることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和3年4月1日~令和6年3月31日までの3年間
- 2. 課題 男性職員の育児休業等の取得者が少ない。 時間外の労働時間に個人差がある。(多い職員と少ない職員の差が大きい等)

3. 内容

【目標1】計画期間内に、男性の育児休業等の取得を促進する。 ※育児休業等…特別休暇(配偶者の出産休暇、育児休暇)、育児休業

<対策>

●令和3年4月~ 育児休業等取得を推進するための具体策の検討を行う。 育児休業等の制度をはじめとした出産・育児等に関する勤務条件制度を解説した手引きを更新し、又、職員へ周知を図る。

【目標2】時間外労働時間を削減し、職員の健康維持を図る取り組みを推進する。

<対策>

●令和3年4月~ 各所属による業務の平準化と業務処理方法の再検討を行う。 医師の労働時間短縮計画の策定を進める。 安全衛生協議会等における協議を行う。

女性活躍推進法に基づく情報公開(令和3年4月1日現在)

【管理職に占める女性労働者の割合】 27.9%

【男女の平均勤続年数の差異】

男性: 7.09 年 女性: 7.78 年